

(IC2) 功績賞の選考に関する規則

平成18年4月21日	一部改正
平成18年9月15日	〃
平成19年9月7日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年7月15日	〃
平成23年11月18日	〃

(選考対象)

第1条 功績賞の選考対象は、技術賞に該当するような業績または論文賞に該当するような論文発表等の積重ねによって、土木事業の発達、土木工学の進歩、あるいは土木学会の発展に寄与し、学会の声価を高め、その興隆に著しい功績があると認められた者とする。

2 本賞は、原則として本賞の既受賞者には重ねて本賞は授与しない。

(推薦者)

第2条 功績賞候補の推薦者は本会理事、監事、支部長、委員会委員長とし、公募は行なわない。

(推薦書)

第3条 推薦者は所定の様式による推薦書1部を表彰委員会に提出しなければならない。別に審議に必要な資料を添付することを妨げない。推薦書には候補の略歴、主要業績、推薦理由、その他必要な事項を記載しなければならない。

(主査)

第4条 功績賞主査は推薦書の整備を行なうため、推薦者に説明を聞くことができる。また、明らかに表彰規程および推薦要項に適合しないと認められた者は除外することができる。

(予選)

第5条 候補が多数の場合には予選を行うことができる。予選の方法は主査が定めるが原則として下記に従う。

- (1) 推薦書写(推薦者の氏名等を伏せるものとする)を全委員に送付する。ただし、複数の者から推薦のあった候補に係る推薦書写については、主査が代表的なものとする3通以内を選び送付することができる。
- (2) 投票の方法は全候補から主査が定める人数以内を選ぶ。
- (3) 開票は主査幹事会において行う。
- (4) 投票の結果、得票順に原則として主査が定める人数を選ぶ。

(決選投票)

第6条 受賞候補の決定は決選投票による。その方法は原則として下記に従う。

- (1) 投票用紙を全委員に送付する。この場合、予選を省略したときにおいて、前条を準用し、推薦書写(推薦者の氏名等を伏せるものとする)を全委員に送付する。
- (2) 投票は候補のなかからふさわしい者を選ぶ。
- (3) 開票ならびに決定は委員会において行う。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則(平成18年4月21日 理事会議決) この変更細則は、平成18年4月21日から施行する。

附則(平成18年9月15日 理事会議決) この変更細則は、平成18年9月15日から施行する。

- 附則（平成 19 年 9 月 7 日 理事会議決） この変更細則は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。
- 附則（平成 22 年 9 月 17 日 理事会議決） この変更細則は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。
- 附則（平成 23 年 7 月 15 日 理事会議決） この変更細則は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。
- 附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 細則から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。